

プラス1女性雇用企業支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 プラス1女性雇用企業支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、福井県地域交流推進課所管補助金等交付要綱（以下、「地域交流推進課要綱」という。）等に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

(目的)

第2条 女性のU・Iターンを促進するため、県外在住の女性の中途採用を進める県内企業を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「県内企業」とは、主たる事業所が県内に所在する企業とする。

2 この要領において、「正社員」とは、次のいずれにも該当する労働者をいう。

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結していること。
- (2) その事業所において正規の従業員として位置づけられていること。
- (3) 所定労働時間が、当該事業所の同じ職種で働くフルタイムの正規の従業員と同等であること。
- (4) 社会通念に照らして、また、同一企業の他の職種等の正規の従業員と比較して、雇用形態、賃金体系などが正規の従業員として妥当なものであること。
- (5) 社会保険および雇用保険の被保険者であること。

3 この要領において、「中途採用」とは、新規学卒者以外の採用をいう。

4 この要領において、「プラス1女性雇用社員」とは、事業の補助要件を満たした採用者をいう

(補助要件)

第4条 補助金は、次の全ての要件に該当する事業主に支給するものとする。

- (1) 「プラス1雇用」宣言をしていること（別途「プラス1雇用」運動実施要綱による）。なお、「ふくい女性活躍推進企業」（別途「ふくい女性活躍推進企業」登録制度実施要綱による）の取組宣言に雇用拡大についての記載がある場合も「プラス1雇用」宣言として取り扱う。
- (2) 「ふくい女性活躍推進企業」に登録していること。

- (3) ふるさと福井移住定住促進機構に求人登録を行い、採用前に県外在住で雇用日現在の年齢が原則40歳未満の女性を、中途採用により正社員として新規に雇用（事業主の配偶者、3親等内の血族および姻族を除く。）すること。
- (4) プラス1女性雇用社員を、語学やIT、デザイン等のスキルを活かす専門的職業およびサービス職業、販売、事務等の従事者として就業させること。
- (5) 第6条の規定による交付申込を行う年度における女性の中途採用者（正社員）の人数が、交付申込年度の前5年度間における女性の中途採用者（正社員）の総数を5で除した数を上回っていること。
- (6) 交付申込日の6か月前の日からプラス1女性雇用社員の雇用後3箇月を経過する日までの期間に、従業員（社会保険被保険者に限る。）を事業主の都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしたことがない事業主（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったことまたは労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）であること。
- (7) 県税の全税目に滞納がないこと。
- (8) その他知事が特に必要と認める事項

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、プラス1女性雇用社員1名に係る人件費（基本給および諸手当。ただし、超過勤務手当を除く。）とし、プラス1女性雇用社員に係る社会保険料等の事業主負担分を除く。）の2分の1とし、プラス1女性雇用社員1名あたり月額11万円かつ3か月間を限度とする。

（交付申込）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主は、申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 「プラス1雇用」実施宣言書
- (2) 「ふくい女性活躍推進企業」登録通知の写し（申請中の場合は、交付申請までに登録を完了すること）
- (3) 企業の概要が分かる書類（商業登記簿謄本の写し、定款等）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他申込みの審査のため知事が特に必要と認める書類

(交付申込時期)

第7条 前条に定める申込書を、プラス1女性雇用社員の雇用を開始する前に、知事が別に定める期間に知事に提出しなければならない。

(交付申込審査)

第8条 知事は前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、交付対象と認められる場合は、申込結果通知書(様式第3号)により申込者に通知する。

2 交付対象と認められた事業主は、プラス1女性雇用社員の採用活動を開始することができる。なお、交付対象期間は、前項の通知日から年度末までとする。

(交付対象期間の変更)

第9条 補助金の交付対象期間を変更しようとする事業主は、対象期間が終了するまでに、対象期間の変更申込書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) プラス1女性雇用社員に係る雇用決定通知書等の写し

(交付申請)

第10条 補助金の交付の申請をしようとする事業主は、プラス1女性雇用社員の就業開始前までに、補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) プラス1女性雇用社員に係る雇用決定通知書等の写し

(2) ふるさと福井移住定住促進機構に登録した求人票の写し

(3) プラス1女性雇用社員に係る年齢、性別、採用決定前の住所、採用後の業務の内容が分かる書類

(4) プラス1女性雇用社員の雇用後3か月の人件費の見込みが分かる書類

(5) 交付申込年度および前5年度間における女性の正社員の中途採用者の総数が分かる書類

(6) 「ふくい女性活躍宣言企業」登録証の写し(交付申込時に添付しなかった場合)

(7) 納税証明書(全税目)または県税の納税状況の確認に関する同意書(様式第6号)

(8) その他交付決定のため知事が特に必要と認める書類

2 プラス1女性雇用社員を期間の定めのある雇用形態により採用した場合は、正社員に登用した時点で、第1項に定める交付申請を行うことができる。ただし、その期限は、採

用から2か年を限度とし、事前に第9条に定める補助金の対象期間の変更を行わなければならない。なお、当該年度の予算が決定されない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、審査の上、補助金の交付の適否を決定し、その旨を交付決定通知書により申請者に通知する。

(事業の休止および中止の承認)

第12条 事業主は、補助事業を休止または中止しようとするときは、承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 事業主は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)または補助金の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) プラス1女性雇用社員に対する賃金支払いを証明する書類

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定して事業主に通知する。

(補助金の支払い)

第15条 補助金は、前条による補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、補助金の交付決定の後に補助金の概算払いをすることができる。

(補助金の請求)

第16条 事業主は、前条の規定により補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)および知事が特に必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第17条 知事は、事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。
 - (2) この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。
 - (3) プラス1女性雇用社員が雇用後3か月以内に退職したとき、またはプラス1女性雇用社員を雇用後1年以内に解雇したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により補助金の返還を求められ、これを期限までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10・95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(調査等)

第18条 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、対象者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

- 2 対象者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(経過報告)

第19条 事業主は、事業が完了した後1年間は、年度末にプラス1女性雇用社員に係る経過について、プラス1女性雇用経過報告書(様式第10号)に特に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(その他)

第20条 この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月31日から施行する。

この要領は、平成29年6月2日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。